

会議録

会議の名称	令和5年度第1回清須市福祉有償運送運営協議会
開催日時	令和5年8月30日(水)午後2時から午後2時30分
開催場所	清須市役所 南館 3階 第3会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長の選出 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 清須市における福祉有償旅客運送の状況について (2) 更新登録申請について 4. 閉会
会議資料	<p>清須市福祉有償運送運営協議会設置要綱 清須市福祉有償運送運営協議会委員名簿・事務局名簿</p> <p>資料1 清須市における福祉有償旅客運送の状況について 資料2 福祉有償運送にかかる自家用自動車有償運送更新登録申請書の概要</p> <p>参考 清須市福祉有償運送運営指針</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数	0名
出席委員	櫻井委員、成瀬委員、石川委員、児玉委員、太田委員、本田(慎)委員(代理) 谷口委員、時田委員
欠席委員	田中委員、白樫委員、加藤委員
出席者(市)	なし
出席者	特定非営利活動法人 サポートハウスアイビー 中尾 氏
事務局	<p>[健康福祉部高齢福祉課] 寺社下課長、鈴木係長、日下部主任</p> <p>[健康福祉部社会福祉課] 石黒係長</p>
会議の経過	<p>●事務局 皆様、こんにちは。 時間になりましたので、ただいまから「令和5年度第1回清須市福祉有償運送運営協議会」を始めさせていただきます。 本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。 私は、進行役の清須市健康福祉部高齢福祉課長の寺社下です。 よろしくお願いたします。 本市では、「清須市福祉有償運送運営協議会設置要綱」を定めております。次第の次のページにあります要綱をご覧ください。要綱第6条第2項に「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とあります。本協議会においては、本日</p>

8名の委員にご出席いただいておりますので、過半数の6人以上を満たしておりますので会議が「成立」していることをご報告いたします。

続きまして、同要綱の第6条第4項に、会議は原則公開することになっておりますのでご承知おきください。また、本日傍聴者はお見えになりません。

それでは、着席して進めさせていただきます。

お手元の委員名簿をご覧ください。

新たに委員を二名選任させていただきました。任期は令和5年8月30日から、令和6年8月25日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

また本日は、株式会社あんしんネット21 専務取締役 田中英雄様、福祉発信基地友の家 白樫 友美子様、健康福祉部長 加藤 久喜 委員が欠席されるというご報告をいただいております。

また、中部運輸局愛知運輸支局主席運輸企画専門官の本田委員の代理として、吉田様にご出席いただいておりますのでお知らせいたします。

それでは、議題に入りますが、進行につきましては、要綱第6条の規定により会長が議長になることになっておりますので、時田会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎会長

それでは、議題に沿って始めさせていただきますが、その前に本日の会議録署名委員に、児玉委員と太田委員を指名させていただきますので、宜しくお願い致します。

それでは、ただ今から議題に入らせていただきます。

議題(1)の清須市における福祉有償運送の状況について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明 福祉有償旅客運送の状況について説明 資料1 >

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思っております。

○石川委員

現在更新が停止している福祉総合支援機構は今後事業を継続していくつもりなのでしょうか。

○本田委員(代理)

廃止する意向は伺っておりますが、まだ廃止届の提出がされていない状況にあります。

◎会長

その他質問はありますか。

無いようであれば、議題(2)更新登録申請についてに移ります。

それでは、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明 特定非営利活動法人 サポートハウスアイビー 更

新登録申請内容の概要説明 資料2 >

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思いません。

○石川委員

運賃の対価につきまして、今回の更新内容では走行2キロまで400円、その後走行1キロあたり150円になっていますが、名古屋市では最近区分が変わりまして、もう少しキロ数を刻んでタクシー料金を設定しています。今回は提出していただいた内容で問題ないですが、区分を細かくしていただけると、目安となるタクシー料金の2分の1に近づくとと思います。

◎会長

その他質問はありますか。

○本田委員(代理)

概要に記載してある主たる事務所の所在地と更新登録の申請書に記載してある事務所の所在地が違います。これは概要に記載されているのは登記上の所在地で実際には申請書に記載されている所在地が事務所の所在地ということでしょうか。

○サポートハウスアイビー

その通りです。

◎会長

その他質問はありますか。

他に質問も無いようですので、議決に入ります。

議決に際して、特定非営利活動法人 サポートハウスアイビー様には一時ご退出を願います。

(サポートハウスアイビー 一時退出)

それでは、みなさまにお諮りします。特定非営利活動法人 サポートハウスアイビー が実施する福祉有償運送の更新登録申請について、運送しようとする旅客の範囲及び運送単価の変更を承認するとともに、更新登録を認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員全員の賛成をいただき、協議が整いましたので、サポートハウスアイビー 様入室いただきます。

(サポートハウスアイビー 入室)

それでは協議の結果、特定非営利活動法人 サポートハウスアイビー が実施する福祉有償運送の更新登録申請については合意いたします。

それでは、本日の議題は全て終了しました。委員の皆さんからご意見をいただき、ありがとうございました。それでは、事務局へマイクをお返しします。

●事務局

	これもちまして、令和5年度第1回清須市福祉有償運送運営協議会を閉会します。 本日は、円滑な進行にご協力頂きましてありがとうございました。 (閉会 午後2時30分)
会 議 の 結 果	会議の経過のとおり

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

署名委員 児玉 康彦

署名委員 太田 良治